

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第4号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和6年2月26日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ケーズデンキ水口店 甲賀市水口町北脇 427 番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社関西ケーズデンキ 茨城県水戸市城南二丁目7番5号 代表取締役 杉本正彦 株式会社ニトリ 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号 代表取締役 似鳥昭雄
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 4,085 平方メートル
 - イ 駐車場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 201 台
 - ウ 駐輪場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 117 台
 - エ 荷さばき施設の位置および面積 届出書の添付図面記載のとおり 88 平方メートル
 - オ 廃棄物保管施設の位置および容量 届出書の添付図面記載のとおり 42.5 立方メートル
 - カ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 10時から21時30分まで
 - キ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 9時30分から22時00分まで
 - ク 駐車場の自動車の出入口の数および位置 3か所 届出書の添付図面記載のとおり
 - (2) 変更後
 - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 9,300 平方メートル
 - イ 駐車場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 282 台
 - ウ 駐輪場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 133 台
 - エ 荷さばき施設の位置および面積 届出書の添付図面記載のとおり 152.8 平方メートル
 - オ 廃棄物保管施設の位置および容量 届出書の添付図面記載のとおり 71.7 立方メートル
 - カ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 8時30分から21時45分まで
 - キ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 8時から22時00分まで
 - ク 駐車場の自動車の出入口の数および位置 6か所 届出書の添付図面記載のとおり
- 4 変更年月日 クのうち出入口④および出入口⑤については平成26年12月27日、クのうち出入口⑥およびク以外については令和6年8月28日
- 5 変更の理由 クのうち出入口④および出入口⑤については遊戯施設出店に伴う変更、クのうち出入口⑥およびク以外についてはニトリ出店に伴う変更および顧客利便性向上のため
- 6 届出年月日 令和5年12月27日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
甲賀市産業経済部商工労政課 甲賀市水口町水口 6053 番地
 - (2) 縦覧期間 令和6年2月26日から令和6年6月26日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和6年6月26日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号